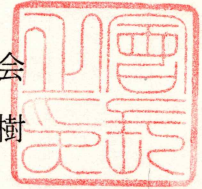


令和3年3月30日

綾瀬市長 古 塩 政 由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会  
会 長 永 山 茂 樹



一時預かり事業補助金交付事務及び幼稚園型一時預かり事業補助金交付事務における要配慮個人情報の取扱いについて（答申）

令和3年2月8日付けで諮問のあった一時預かり事業補助金交付事務及び幼稚園型一時預かり事業補助金交付事務における要配慮個人情報の取扱いについて、綾瀬市個人情報保護条例第7条の規定に基づき、次のとおり答申する。

## 1 審査会の結論

一時預かり事業補助金交付事務及び幼稚園型一時預かり事業補助金交付事務における要配慮個人情報の取扱いについては、適当なものと認める。

なお、実施機関においては、要配慮個人情報の慎重な取扱いを求めた綾瀬市個人情報保護条例の趣旨に鑑み、本諮問事案において要配慮個人情報を取り扱う関係者に対し、その適正な取扱いに関する指導、助言等の必要な措置を講ずることを要望する。

## 2 諮問する根拠

綾瀬市個人情報保護条例第7条において、実施機関は、要配慮個人情報の取扱いをしてはならない旨を規定している。ただし、その例外として、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ綾瀬市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、要配慮個人情報を取り扱うことができるものとされている。

本件諮問事案は、要配慮個人情報を取り扱おうとする事務の必要性及び公益性に

照らし、その取扱いが適正であるかについて審査会に諮問されたものである。

### 3 実施機関の主張（要配慮個人情報の取扱いの必要性等）

児童福祉法等の規定に基づき一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園等に対し、その事業の実施に必要な経費の一部に係る補助金を交付しており、心身の機能に障害のある児童が一時預かり事業を利用した場合は、補助単価に加算がされている。

補助額の算定に当たり、心身の機能に障害のある児童の利用実績及び障害の有無及び種別の確認を行うことが必要となり、補助金の交付手続において、加算対象となる児童の利用実績の報告に併せ、障害がある事実が確認できる書類（障害者手帳等）の提出を求める必要がある。

以上より、一時預かり事業補助金交付事務及び幼稚園型一時預かり事業補助金交付事務において、その実施のために綾瀬市個人情報保護条例第7条に規定する要配慮個人情報を取り扱う必要があることから、同条の規定に基づき、審査会に意見を求めるものである。

### 4 審査会の判断

本件諮問事案は、実施機関が主張するとおり、一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園等に補助金を交付すること及び心身の機能に障害のある児童の利用に対する補助単価の加算を行うことについては、一時預かり事業の奨励を図るために必要かつ合理的のものであり、その適正な執行を図るため、心身の機能に障害のある児童に関する要配慮個人情報を取り扱うことについても、事務の実施のために必要であると認められる。

綾瀬市個人情報保護条例は、要配慮個人情報について、その特性から、その他の個人情報と比べてより慎重な取扱いを求めているものである。本件諮問事案における要配慮個人情報の取扱いは適当なものと認めるが、この綾瀬市個人情報保護条例の趣旨を鑑み、要配慮個人情報を取り扱う関係者に対し、機を捉えてその適正な取扱いに関する指導、助言等の必要な措置を講ずることを実施機関に要望する。

以上のことから、審査会として1の結論に至ったものである。